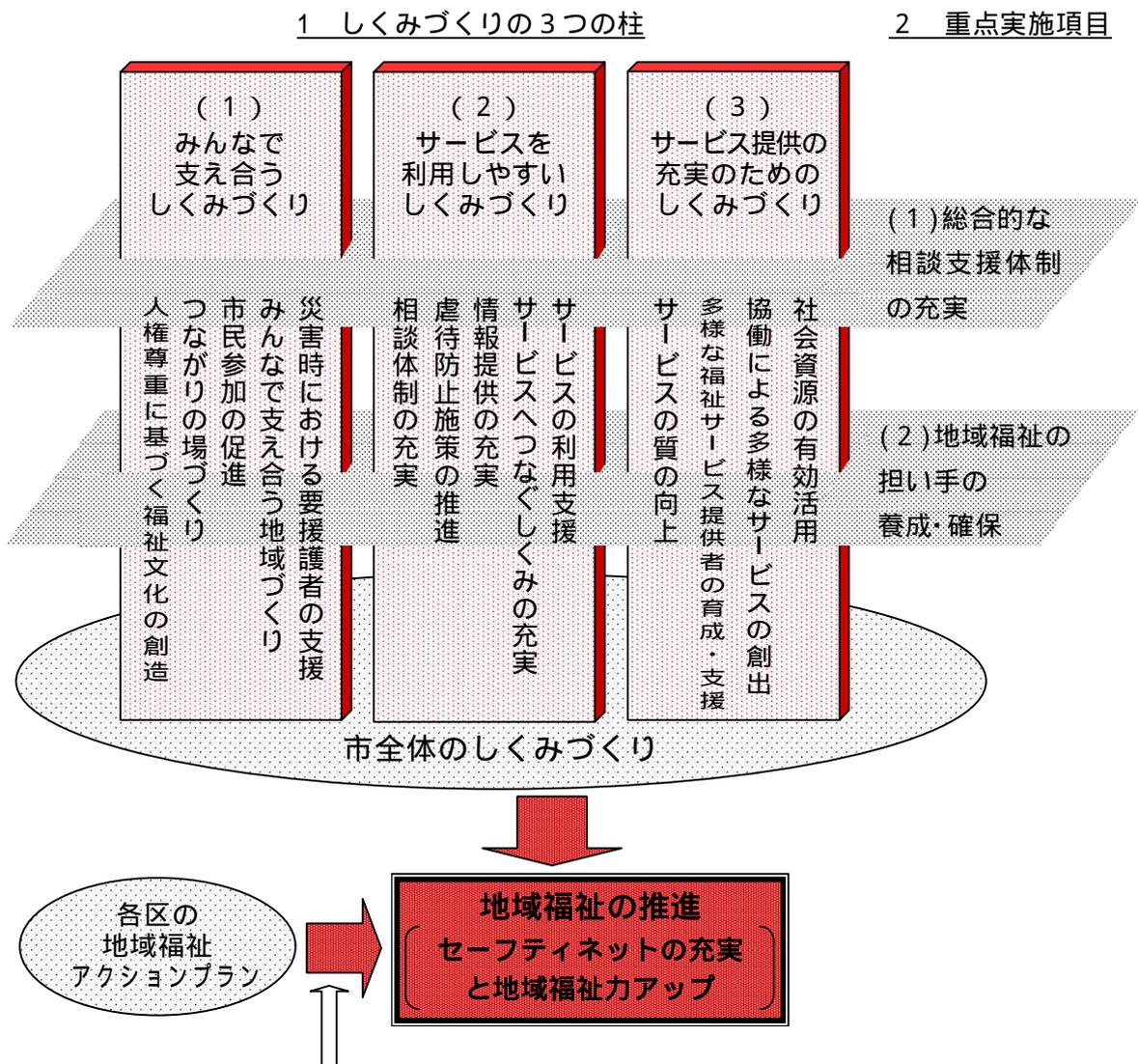


第2部 各論(大阪市の地域福祉の具体的推進)

地域福祉の考え方を具体的に実現し推進していくため、第2部の各論では、地域福祉を進めるための市全体のしくみづくりの方向性を示します。また、市全体のしくみづくりは、各区で公私協働により策定された「地域福祉アクションプラン」の取り組みと連携・連動し合って進めていく必要があります。市全体の地域福祉を進める立場から、地域福祉アクションプランの推進支援にあたっての視点や具体的な支援策を示します。

地域福祉を進めるためのしくみづくり



各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援

地域福祉を進めるためのしくみづくり

地域福祉の考え方を具体的に実現していくために、大阪市地域福祉計画（第1期計画）において、「みんなで支え合うしくみづくり」、「サービスを利用しやすいしくみづくり」、「サービス提供の充実のためのしくみづくり」の3つの柱を示すとともに、柱ごとに項目の柱を示し、それらに基づき推進しています。

第2期計画においてもこの3つの柱と、項目の柱の枠組みを継承し、第1期計画で示したそれぞれの項目についてこの5年間で振り返り、「経過と現状」及び「課題」を明らかにして「今後の取り組み」の方向性を示しました。また「災害時における要援護者の支援」、「虐待防止施策の推進」は、早急な取り組みが必要な課題であり、新たな項目の柱を設けます。

さらに、大阪市の地域福祉をとりまく状況を踏まえて、地域福祉力の向上を図るため、「総合的な相談支援体制の充実」、「地域福祉の担い手の養成・確保」を「重点実施項目」として、計画期間内に特に重点的に取り組みます。

1 しきみづくりの3つの柱

(1) みんなで支え合うしきみづくり

地域で自分らしく安心して暮らしていくうえで、さまざまな支援が必要となる場合があります。一人ひとりが必要とする支援に、可能な限り身近な地域が適切に応えるしきみが求められ、そのためには、特定の人や機関だけではなく、大阪市で生活する人や活動するすべての人々が、それぞれの力を出し合って相互に支え合うことが必要です。

大阪市では、だれもが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支え合うしきみづくりを進めます。

人権尊重に基づく福祉文化の創造

地域福祉を進めていくうえで、人権尊重の視点が不可欠です。

大阪市では、人権尊重の心が地域福祉力を向上し、さらに、福祉が人権尊重の心をはぐくみ続けるような、福祉文化を創造するための取り組みを進めます。

■ア 市民意識の高揚のための取り組みの推進

第1期計画

関係機関とも連携しながら、市民の人権を尊重する意識の高揚を図るため、ポスター、リーフレットなどの作成や講演会の開催、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用した広報・啓発などの取り組みを推進します。

▶ 経過と現状

- ・健康福祉局ホームページで大阪市地域福祉計画の、区役所ホームページで地域福祉アクションプランの情報を掲載
- ・市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」の開催（平成18年度～）
- ・認知症に関する理解を深め、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」養成事業の実施（平成19年度～）
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおける地域福祉講演会をはじめとした講座の開催及び情報提供
- ・自殺防止への取り組み（街頭キャンペーン、講演会など）〔自殺対策基本法の施行（平成18年度）〕
- ・女性に対するあらゆる暴力根絶への取り組み〔大阪市男女共同参画基本計画（平成18年3月）の策定〕

▶ 課題

- ・地域福祉の理念の浸透や福祉文化・コミュニティづくりへの気運の醸成
- ・地域住民の多様性の尊重と社会的援護を必要としている人への理解の促進

▶ 今後の取り組み

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する意識を基盤にして、社会的援護を必要としている人々のことを理解し、地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことによって、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域にしていくという「地域福祉」の理念に基づき、福祉文化・コミュニティづくりの気運を高めるため、ポスター、リーフレットなどの作成や講演会の開催、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用し、より効果的な広報・啓発などの取り組みを進めます。

■ イ 教育と福祉の連携強化

第1期計画

学校教育における「総合的な学習の時間」でのボランティア体験など、教育分野の福祉や地域づくりに関する学習計画と福祉分野が連携強化することにより、福祉の心を育てる取り組みを一層推進する必要があります。必要な情報提供やプログラムの提案、社会福祉施設をはじめ地域の関係者との調整など、教育と福祉の具体的な連携のしくみを構築するため、関係機関とともに検討します。

▶ 経過と現状

- ・社会福祉施設等での体験やイベントでの出会いを通じてボランティア活動が体感できる「体験 COMVO（コンボ） 夏のボランティア活動」を実施（大阪市ボランティア情報センター）小・中学生を対象とする「福祉ちょっと体験スクール」と高校生から社会人を対象とする「実感ボランティア・夏場所」を一本化し、魅力ある事業に改編）（平成19年度～）
- ・各種団体等からの企画を公募・選定し、小・中学生の仕事体験・ボランティア活動を支援（平成17年度～）
- ・大阪市教育委員会で作成した冊子「精神障害者の理解を深めるために」や「教育必携」等の活用や障害当事者との交流などにより、障害や障害のある人への理解を深める学校教育の実践
- ・「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」（平成18年1月策定）に基づく取り組み

▶ 課題

- ・学校教育における学習計画と福祉分野の連携や関係機関に対するノウハウ・理念の提供
- ・年齢に応じて「地域福祉」についての理解を促進

▶ 今後の取り組み

こどものころから地域で起こっている事ごとについて身近に感じられる機会や、大阪の社会福祉の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、福祉に関する正しい知識と

「地域福祉」の理念などの理解を促進し、将来にわたって地域福祉に関わっていくという考え方が定着するよう取り組みます。

■ウ 福祉文化の担い手に関する情報提供の充実

第1期計画

よりよい地域づくりに何らかの形で参加したいという人を応援できるよう、関係機関とも連携しながら、ボランティアやNPOなどの活動の募集情報や各種講習会の開催などの情報提供を充実します。

▶ 経過と現状

- ・ボランティア活動情報誌「COMVO(コンボ)」、ホームページでの情報提供(大阪市ボランティア情報センター)
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターでの介護実習・自助具製作体験などの講座の開催と情報発信
- ・市民局ホームページでのNPO・ボランティア関連情報の提供(平成18年度～)

▶ 課題

- ・ボランティアやNPOなどによる地域における活動に参加したいという気持ちが活動につながるような効果的な情報提供

▶ 今後の取り組み

何らかの形で地域における活動に参加したいという思いに応えられるよう、さまざまなボランティアやNPOなどの活動について多様な情報を提供します。

そのため、大阪市社会福祉研修・情報センターや大阪市ボランティア情報センター等が中心となり、関係機関・団体等のネットワークを活かした情報を収集するとともに、わかりやすくより広く伝わるよう、情報提供の充実に取り組みます。

■エ 寄付文化の創出のための取り組みの支援

第1期計画

福祉コミュニティづくりに寄付をすることは、自分が暮らす地域をよりよくすることへの参加の一形態です。寄付の効果を多くの人にわかりやすくするなどの環境づくりや、共同募金などの既存のしくみだけでなく、地域独自のしくみづくりへの支援など、寄付による地域づくりの活性化に努めます。

▶ 経過と現状

- ・大阪市ボランティア活動振興基金による支援〔寄付金と大阪市の出資金を積み立て、その運用益により福祉ボランティア活動に対し助成〕
- ・大阪市社会福祉振興基金による支援〔社会福祉を推進するため社会福祉事業に要

する財源を長期的かつ安定的に確保するために基金を設置し、各種社会福祉事業費に充当]

- ・善意銀行による支援〔広く市民・区民からの善意による寄付を受け、地域福祉の向上のため有効に活用〕
- ・共同募金〔赤い羽根募金〕
- ・大阪市市民活動推進基金による支援(平成19年3月創設)[基金に積みたてられた市民、企業等からの寄付金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成。平成20年12月より区役所に対する寄付金の受付を開始し、区役所が市民活動団体等と協働して行うまちづくり事業に活用]
- ・ふるさと納税制度(平成20年度~)[生まれ育った場所をはじめ、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援する制度で、ふるさとの自治体(居住する自治体も含む)に寄付をするもので、税制上の優遇措置がある。]
- ・「クリック募金システム」を活用した寄付〔市民局のホームページにクリック募金の入口を設置し、企業の社会貢献活動等のホームページとリンクし閲覧(クリック)した回数に見合う金額を企業から基金に寄付してもらうシステム。大阪市市民活動推進基金で導入予定]

▶ 課題

- ・寄付の方法や効果等の啓発・周知の取り組み
- ・地域独自の寄付のしくみづくり

▶ 今後の取り組み

自分のまちをよりよくすることへの参加の一形態として寄付を認め合う「寄付文化」をつくりあげていけるよう、共同募金や善意銀行、各種基金など既存の制度や寄付による効果等の広報・啓発のほか、金銭に限定しないさまざまな社会資源の活用や、市民の募金力向上のためのプログラムの開発など、実施主体の信頼性と使途の透明性確保も踏まえた地域独自の寄付のしくみづくりが進むよう支援します。

つながりの場づくり

地域福祉を進めていくためには、お互いの個性や違いを認め、理解し合い、お互いに尊重し合うことが大切です。

大阪市では、一人ひとりが相互に理解を深め、自他ともに大切にし合える気持ちを醸成する機会として、人と人とが気軽に交流できる、つながりの場づくりを進めます。

■ ア 交流の場づくりの充実

第1期計画

地域において、だれもが気軽に交流できる機会や、同じ世代や同じ障害がある人、介護者など、同じ立場の人同士の交流の機会が充実するよう努めます。

▶ 経過と現状

- ・おおむね小学校区の圏域での地域福祉活動推進事業（ふれあい喫茶・世代間交流など）の実施
- ・ふれあい型食事サービス事業の実施
- ・生涯学習ルーム事業の実施
- ・各区子ども・子育てプラザ、保育所、幼稚園における世代間交流活動の実施
- ・高齢者いきがい施策の実施（老人憩の家ほか）
- ・地域ふれあい子育て教室の実施

▶ 課題

- ・交流の場での活動が福祉コミュニティの形成につながるような継続的取り組みへの発展
- ・支援される人が支援する立場となるような取り組みの充実
- ・同じ世代や同じ障害がある人、介護者、外国籍住民など、同じ立場の人同士が共通の課題を話し合える「仲間」として交流できる機会の充実

▶ 今後の取り組み

多様な立場の人々や団体などが集まり、地域における課題について共に考え、解決のために協力して取り組める場や、気軽に参加できる場づくりの充実に努めます。また、同じ立場の人同士の交流の機会の充実に努めます。

市民参加の促進

地域福祉を進めていくためには市民参加が不可欠です。大阪市では、市民参加により地域福祉を進めるためのしくみづくりを進めます。

■ ア ボランティアの育成及び活動の充実

第1期計画

大阪市では、各区にボランティア担当の窓口を設置し、関係機関との連携により、ボランティア活動への支援を行っています。大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューローなどにおいては、ボランティアの育成及び活動を支援しており、各機関の機能充実と相互の連携強化により、身近な地域でのボランティアの育成と活動の充実が図れるよう支援します。また、市民活動の区の拠点となっている各区のコミュニティ協会と連携し、区内で活躍するNPOなどとのネットワークを構築し、協働の推進を図ります。

▶ 経過と現状

- ・大阪市市民活動推進条例の施行（平成18年度～）
- ・大阪市ボランティア情報センター、各区ボランティアビューロー等による情報提

供、相談

- ・大阪市ボランティア活動振興基金を活用した支援
- ・ボランティア及びボランティアリーダー養成講座の開催(シルバーボランティア、ユースリーダー等)
- ・コミュニティ施策としての取り組み(各区コミュニティ協会)
- ・市民フォーラムおおさかの開催(平成19年度~)[コミュニティにおけるコミュニケーションを増やし、広げ、高めていくための出会い・語り・体験の場(フォーラム)を市内各地で実施し、安心・安全で自己実現できる地域コミュニティづくりをめざす]

▶ 課題

- ・ボランティア活動を支援するための施策や事業の連携
- ・活動の担い手としてのリーダー等の育成

▶ 今後の取り組み

地域福祉を進めるさまざまな活動に参加し、またこれから何らかの活動に参加したいと考えている人がたくさんいます。

大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューローなどにおいては、ボランティアを育成し、その活動を支援しており、ボランティアに関わる各機関の機能充実と相互の連携強化により、身近な地域でのボランティアの育成と活動の充実が図れるよう支援します。また、市民活動の区の拠点となっている各区のコミュニティ協会と連携し、区内で活躍するNPOなどとのネットワークを構築し、協働を推進します。

■ イ 市民参加の促進のためのしくみの検討

第1期計画

ボランティアやNPOなど社会への貢献活動や地域づくりに多くの人が興味をもち、参加しやすい効果的なしくみを地域とともに検討します。

▶ 経過と現状

- ・「団塊・シニア世代によるボランティア活動・市民活動検討専門委員会」(大阪市ボランティア情報センター運営委員会のもとに設置)による地域活動への参加・参画の推進(平成18年度~)
- ・企業等とNPO等をつなぎ、ニーズの需給を調整する地域貢献活動マッチングシステムの構築・運用(平成20年度~)
- ・市民パワー結束・元気創出事業の実施[さまざまな分野や地域の市民活動団体によるネットワークを構築し、それぞれの専門性、ノウハウを活かし地域の活性化を図る](平成20年度~)
- ・市民との協働による健康づくり運動の展開(平成20年度~)

▶ 課題

- ・幅広い人々の地域福祉活動への参加の促進
- ・参加したい人を確実に活動につなげるしくみの充実

▶ 今後の取り組み

地域福祉活動に参加するきっかけとして、参加しやすいイベントや講座などの取り組みを支援します。これらの取り組みでは、地域福祉活動に若者や勤労者層、団塊の世代（昭和22年～24年生まれを中心とした世代）の人々など幅広い人々が参加できるよう、活動に対するきっかけとするための情報提供の充実に努めます。

また、活動したいと思う人を的確に活動に結びつけられるよう、大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューロー等のコーディネート機能を充実するとともに、関係機関・団体等と連携して多様なニーズに対応した活動の場の提供に努めます。

みんなで支え合う地域づくり

地域でだれもが安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりの課題を地域の課題と考え、市民をはじめ地域全体で解決に取り組むとともに、さらによりよい地域づくりをするため、それぞれの力を活かし、協力し合う地域の気運づくりやしくみづくりが重要です。

大阪市では、みんなで支え合う地域づくりを支援するしくみづくりを進めます。

■ ア ネットワークによる地域づくりへの支援

第1期計画

地域では、支え合いや助け合いによりさまざまなネットワークがあり、よりよい地域づくりへの取り組みが行われています。それぞれのネットワークの連携や活動の整理などにより、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう支援に努めます。

▶ 経過と現状

- ・地域ネットワーク委員会の活動対象を、高齢者からすべての住民に拡大（平成18年度～）
- ・小地域ネットワーク活動と地域ネットワーク委員会活動を、地域福祉活動推進事業に統合・再編（平成19年度～）
- ・区単位で「地域自立支援協議会」を中心とした障害者支援機関のネットワークの構築（平成19年度～）
- ・小学校区教育協議会・はぐくみネット事業の推進〔学校・家庭・地域が連携し、学校と地域をつなぐ観点での学校教育の支援や地域における教育コミュニティづくりを促進〕（平成19年度より区に事業移管）

- ・各区子ども・子育てプラザにおいて、「子育て活動支援事業」を推進し、子育てサークル、子育てサロンの情報提供や子育て支援ネットワークの構築
- ・地域において児童虐待の予防・啓発・早期発見・見守りを行うため、主任児童委員や市民ボランティアを児童虐待予防地域協力員として養成し、各区に「児童虐待予防地域協力員連絡会」を設置（平成18年度～）
- ・各区「青少年育成推進会議」による、地域の各種団体等の主体的かつ横断的な取り組みの推進
- ・地域活動におけるつながりづくりのヒントとなるよう、各地域の取り組み事例や豆知識などを紹介した「おおさか“ええまち読本”」を作成（平成19年度）
- ・地域で子育て支援に携わる人を対象とする「親・子・地域が育つ子育て支援ガイドブック」の発行（平成20年度～）
- ・各区に高齢者虐待防止連絡会議を設置

▶課題

- ・地域のさまざまなネットワークの効果的な連携・協働
- ・地域ネットワーク委員会による地域福祉活動のより一層の充実
- ・地域住民の理解と信頼の促進による地域福祉活動の充実
- ・虐待の発生予防と早期発見（虐待に関する知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知）

▶今後の取り組み

おおむね小学校区を単位とする地域でのネットワークを強化するため、「地域支援システム」に位置づけられた「地域ネットワーク委員会」の活動を充実するとともに、地域における他のネットワークの活動との連携や役割分担により、効果的で広がりのある活動が進められるよう支援に努めます。

地域福祉活動をより一層推進するためには、活動に対する地域住民の理解と信頼を高めることによる地域住民の参加の拡大が必要であることから、地域ネットワーク委員会等の活動状況等を広く公開し、より開かれた組織となるよう支援します。

虐待の発生予防、早期発見には、地域住民が虐待についての知識を深めることが重要であることから、知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知等に努めます。

災害時における要援護者の支援【新規】

大震災などの大規模災害の発生直後から公的な支援体制が整うまでの間は、地域での助け合いによる支援に組織的に取り組む必要があり、大阪市では、万一の災害時に援護を必要としている人が安全に避難できるしくみづくりとして、平成21年度に「大阪市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定する予定です。

災害時に援護を必要としている人が安全に避難し避難生活を送るための支援と連動した、日ごろからの地域での支え合いや見守り等の活動について、第2期計画では新たな項目の柱として位置づけ、早急に取り組むべき地域福祉の課題として取り組みます。

■ ア 災害時の要援護者支援のしくみづくり【新規】

▶ 経過と現状

- ・ おおむね小学校区を単位とする地域において、地域防災リーダーや地域振興会が中心となった防災活動
- ・ 地域の実情に応じ、さまざまな形で各種団体等が参画し、自主防災組織を結成
- ・ 地域における自主防災活動の展開
- ・ 自主防災活動が活発に展開されることを目的に、防災アドバイザーを派遣
- ・ 民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の推進（平成18年度～）
- ・ 地域ネットワーク委員会活動による援護を必要としている住民に対する見守り活動
- ・ 万一の災害時に援護を必要としている人が安全に避難できるしくみづくりとして「大阪市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を平成21年度に策定予定
- ・ 日本赤十字社大阪府支部に加え、大阪市社会福祉協議会と大阪市との間で、「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」を締結（平成18年度）

▶ 課題

- ・ 自主防災組織が援護を必要としている人を日ごろから把握し、その情報の的確な管理が行えるような支援
- ・ 災害時要援護者支援に向けた取り組みと連携した日ごろの見守り活動
- ・ 災害時においても、避難時や避難所において援護を必要としている人の状況に応じた支援を、自主防災組織と、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会、民生委員・児童委員等が連携して行えるしくみづくり

▶ 今後の取り組み

援護を必要としている人の情報を、プライバシー保護を図りながら地域で共有し、援護を必要としている人と支援者、支援者同士の日ごろからのつながりづくりのため、地域での見守り活動等の充実に努めます。また、災害時に、迅速かつ的確に支援できるしくみづくりを、自主防災組織をはじめ関係機関・団体等と連携して推進します。